



荒川区子どもの権利条例が制定されました



みんなで知ろう 子どもの権利

子どもは、あらゆる場面で尊重され、自由に意見を表現する権利等を持っています。この権利を保障し、子どもの健やかな成長を支えることを目的に、「荒川区子どもの権利条例」が制定されました。大人が協力し合い、子どもとともに、夢・希望・笑顔にあふれた荒川区を目指しましょう。

問合せ 子育て支援課管理調整係 ☎(3802)3989

自分が思ったことも
周りの人に
伝えていいんだよ

友だちの考えも
大切にしないとね

4つの基本理念

- 子どもにとって最も良いことを第一に考えること
- すべての子どもが、差別や偏見を受けずに尊重されること
- 子どもの成長と発達に合わせて大人が適切な支援を行うこと
- 子どもは自由に自分の意見を表し、大人はその意見を一緒に考えること

条例は荒川区議会の提案によって制定されました

荒川区子どもの権利条例は、荒川区議会による議員提出議案として令和4年度荒川区議会定例会・2月会議に提出され、制定されました。

条例の詳細は、荒川区ホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。



2面で、子どもの権利についての取り組み等を紹介します

▶子どもの夢や希望を育み、笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指して

子どもは生まれたときから一人の人間として大切にされ、未来への大きな可能性を持つ、かけがえのない存在です。

4月1日施行の「荒川区子どもの権利条例」では、子どもの最善の利益を優先すること等が基本理念として掲げられています。この条例は、23区で初めて、区民の代表である区議会からの提出により制定されたもので、子どもの権利を学ぶ授業を受けた子どもたちの思いや意見、パブリックコメントで寄せられた意見が反映されています。

条例では、保護者をはじめ、子どもと関わる仕事や地域活動をされている皆様、それぞれ役割を担い、協力・連携して、子どもの夢や希望を育み、笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指しています。

子どもたちの権利が保障され、地域の中で見守られながら、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長していくためには、子どもに関わる皆様のお力添えが不可欠です。区を代表して、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。

区では、子どもと家庭を取り巻くさまざまな課題を解決するため力を尽くして参りましたが、条例の制定を契機に、これまで以上に子どもたち一人ひとりが尊厳と権利を守られながら、健やかに育ちゆく地域社会づくりを全力で推進して参ります。



荒川区長
にしかわ たいいちろう
西川 太一郎

子どもの**夢**や**希望**を**育む**ために

子どもは、生まれたときから一人の人間として大切にされ、未来への大きな可能性を持つかけがえのない存在として、幸せに生きる権利を持っています。すべての子どもが自分らしく幸せに育つことができる社会を目指して、地域全体で取り組みましょう。

【問合せ】子育て支援課管理調整係 ☎(3802)3989

子どもの権利を学ぶ授業を行いました

区では、条例の制定にあたり、子どもの権利を学ぶ授業を区立小・中学校で実施しました。授業では、児童・生徒の皆さんからさまざまな意見が出ました。



子どもたちの意見

- 自分が持つさまざまな権利を知り、大切にされていることに気が付いた
- 自分だけではなく、自分の友達も大切にしようと思った
- 荒川区子どもの権利条例を多くの大人に知ってもらいたい
- 子どもの意見を大切にして、大人の考えが一番ではないことをわかってほしい
- 子どもが安心して暮らせるまちづくりは、区が良くなることにつながる

大人の皆さんへのお願い

子どもが自分らしく幸せに育つ社会の実現には、大人の皆さんの理解が不可欠です。ご協力をお願いします。

- 子どもの考えを受け止め、尊重していきましょう
- 子どもに関することを決めるときは、子どもにとって最も良いことを考えていきましょう
- 子どもの意見を受け入れることが難しい場合でも、子どもの意見を聴き、なぜ難しいかを伝える等、子どもとの対話を大切にしていきたいです

※子どもの意見を聴くことは、わがままを聴くことではありません

子どもの権利を考えよう 講演会を開催します

子どもの権利について、皆さんも一緒に考えてみませんか。

| | | | |
|-------|---|-----|------------|
| 期 日 | 6月10日(土) | 時 間 | 午後2時～3時30分 |
| 会 場 | ゆいの森あらかわゆいの森ホール | | |
| 対 象 | 区内在住・在勤・在学の方 | 定 員 | 100人(申込順) |
| 託 児 | 生後6か月～小学3年生のお子さん、4人(申込順) | | |
| 講 師 | 獨協大学国際教養学部教授・和田一郎氏 | | |
| 申 込 み | 来所・電話・郵送・ファクス・電子メールで、イベント名・氏名(ふりがな)・電話番号・参加人数・託児の有無を、〒116-8501(住所不要)荒川区役所2階子育て支援課管理調整係☎(3802)3989 FAX(3802)4919 ✉kosodate@city.arakawa.tokyo.jp | | |

相談できる窓口があります

区では、子どもに関するさまざまな悩みを相談できる窓口を開設しています。どんな内容でも構いません。気軽にご相談ください。

●子ども家庭総合センター

☎(3802)3765
18歳未満のお子さんに関する子育ての悩みを相談できます。また、子ども本人からも、家庭での悩みの相談を受け付けています。相談には、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師等の専門員が対応します。

受付時間 (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分
※祝等を除く

●若者相談「わっか」

☎0120(101)911
✉wakka@ml.city.arakawa.tokyo.jp

区内在住のおおむね15～39歳の方からの相談を、社会福祉士等の専門員が受け付けます。

受付時間 (月)～(金)午前9時～午後5時 ※祝等を除く

■4月3日月からLINEでも相談を受け付けます

LINEでの相談受け付けを開始します。荒川区LINE公式アカウント(右の二次元コード)のメニュー画面で、「わっか」を選択してください。



●教育センター

☎(3802)5720
小・中学生等のお子さんに関する相談を、心理専門員、福祉専門相談員等が受け付けます。

受付時間 (月)～(金)午前9時～午後5時
※祝等を除く



はっらっ脳カアッ教室参加者募集

運動や脳トレ、創作活動等を通して頭と身体を鍛え、生涯元気でいられるよう、仲間とともに健康づくりを行う教室です。自宅に参加できるオンライン教室も開催します。

| | |
|-------------|---|
| 期 間 | 5月～10月(全18回) ※週1回程度 |
| 対 象 | 区内在住で、要支援・要介護の認定を受けていない、おおむね65歳以上の方 ※オンライン教室は、Web会議ができる環境の方。 詳細は、お問い合わせください |
| 費 用 | 無料 ※通所教室は創作活動時のみ300円 ※オンライン教室の通信費は自己負担 |
| 締 切 り | 4月21日(金) ※1人1会場に限る |
| 申 込 み 問 合 せ | 来所・電話・荒川区ホームページで、区役所2階高齢者福祉課介護予防事業係 ☎(3802)4034 |

| 会 場 | 曜 日 | 初 回 日 | 時 間 | 定 員 (抽 選) |
|-------------|-----|---------------------|----------------|-----------|
| 夕やけこやけふれあい館 | (金) | 5月12日(金) | 午前9時45分～11時45分 | 14人 |
| 南千住駅前ふれあい館 | (火) | 5月16日(火) | | |
| 峡田ふれあい館 | (木) | 5月18日(木) | 午後1時～3時 | 10人 |
| 荒木田ふれあい館 | | | | 12人 |
| 尾久ふれあい館 | (水) | 5月24日(水) | | |
| オンライン教室 | (月) | 5月22日(月) 午後1時～3時 | 午後1時30分～2時45分 | 20人 |

※オンライン教室は、初回日に生涯学習センター4階多目的室で説明会を開催します

国民健康保険

後期高齢者医療制度のお知らせ

国民健康保険料の改定

国民健康保険料率が右表のとおり改定されました。

問合せ 国保年金課国保資格係 ☎内線 2 3 7 4

国民健康保険率

| 区分 | 医療分 | 支援金分 | 介護分 |
|-------|---------|---------|---------|
| 所得割料率 | 7.17% | 2.42% | 1.87% |
| 均等割額 | 4万5000円 | 1万5100円 | 1万6200円 |
| 限度額 | 65万円 | 22万円 | 17万円 |

後期高齢者医療制度 令和5年度保険料

令和5年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬以降に送付します。

令和5年度 保険料の計算方法

保険料は、定額を負担する均等割額と前年の所得に応じて負担する所得割額の合計額です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{被保険者1人当たり} \\ \hline \text{4万6400円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{賦課のもととなる所得金額*} \\ \hline \times \text{所得割率} \mathbf{9.49\%} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額 (年額)} \\ \hline \mathbf{100円未満切捨て} \\ \hline \text{(限度額} \mathbf{66万円)} \\ \hline \end{array}$$

*賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額2400万円以下の場合には43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)

●均等割額の軽減

同一世帯の世帯主と被保険者の方全員の所得の合計額が基準に該当する場合は、表1の軽減が適用されます。

表1

| 総所得金額等の合計が下記に該当する世帯 | 軽減割合 |
|---|------|
| 43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 以下 | 7割 |
| 43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (29万円 × 被保険者の数) 以下 | 5割 |
| 43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (53.5万円 × 被保険者の数) 以下 | 2割 |

※65歳以上(令和5年1月1日時点)の方の公的年金所得は、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します
 ※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります
 ※世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います
 ※年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します

●所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに、所得割額を表2のとおり軽減しています。

表2

| 賦課のもととなる所得金額 | 軽減割合 |
|--------------|------|
| 15万円以下 | 50% |
| 20万円以下 | 25% |

※東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置

●被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方は、加入から2年を経過する月までの間、均等割額が5割軽減されます。所得割額はかかりません。

問合せ

- ▶ 制度全般に関すること…東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519
- ※IP電話の方は☎03(3222)4496へ。(土・日・祝等を除く、午前8時30分～午後5時)
- ▶ そのほかの相談等…国保年金課後期高齢者医療係 ☎(3802)4148

脳ドックの受診費用を助成

問合せ 国保年金課管理係 ☎内線 2 3 7 2

対象

受診時に40歳以上の国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者で保険料の未納がない方
 ※前年度に同助成を受けた方は不可

助成額 受診費用の2分の1

限度額 2万円

※医療機関の指定はありません。医療機関・受診日・受診費用の決定後、申請してください

脳ドック^{アンド}健康診査コラボキャンペーン

脳ドック受診費用の助成を受けた方で、9月末までに健康診査を受診する等の条件を満たした方に、区内共通お買い物券500円分を差し上げます。条件等の詳細は、区役所1階国保年金課および各区民事務所で配布するチラシや荒川区ホームページをご覧ください。

「個人情報保護に関する法律」が改正されました

区ではこれまで、個人情報の取り扱いのルールや、自身の個人情報の開示等を求める権利等を、区の条例で定め、適切に運用してきました。

「個人情報保護に関する法律」の改正に伴い、4月1日以降は、法律が区に直接適用されるため、これまでの条例を廃止し、法律に基づき、個人情報を保護します。

なお、個人情報の取り扱いや運用に大きな変更はありません。区では引き続き、皆さんの個人情報を適切に保護し、適正に事務を執行していきます。

問合せ 総務企画課総務係 ☎内線 2 2 1 1

スマートフォン等で税・保険料等の口座振替登録ができます

税・保険料等の口座振替手続きを、スマートフォン・パソコンで行えるようになりました。登録方法等の詳細は、荒川区ホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。

※登録には「荒川区Web口座振替受付サービス」または「AIRPOST」のサービスを利用します。なお、登録方法によって、利用できる金融機関が異なります



登録可能な税や保険料等・問合せ

- ▶ 特別区民税・都民税 税務課税務係 ☎内線 2 3 2 6
- ▶ 介護保険料 介護保険課資格保険料係 ☎内線 2 4 4 1
- ▶ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 国保年金課保険料係 ☎内線 2 3 8 7
- ▶ 学童クラブ保育料 児童青少年課児童事業係 ☎内線 3 8 3 5
- ▶ 保育園保育料 保育課入園相談係 ☎内線 3 8 2 5

がんばる中小企業を応援します

区では、経営基盤の強化、販路の開拓、人材の育成・確保等さまざまな支援事業を用意しています。各種補助金に関する相談窓口もあります。ぜひ、活用してください。

対象 区内に本社がある中小企業等

問合せ

- ▶①～⑦、⑱、⑲……………経営支援課産業活性化係 ☎内線458
- ▶⑧～⑱、⑳、㉒～㉔、㉖……………経営支援課経営支援係 ☎内線459
- ▶㉕、㉖……………産業振興課商業振興係 ☎内線468

| 事業名 | 事業内容 | 対象経費 | 補助・利用内容 | |
|------------------|---|---|---|--|
| ①産学連携研究開発補助 | 大学等と産学連携により新製品・新技術を開発する際の経費を補助 | 共同研究・委託研究の実施に際して、大学等に支出した研究経費・委託費 | 対象経費の3分の2(限度額300万円) | |
| ②試験研究機関活用補助 | 新製品・新技術を開発するために試験研究機関を利用した際の経費を補助 | 公設試験研究機関および区が指定する民間試験研究機関における機器利用、依頼試験等に要する経費 | 対象経費の2分の1(限度額5万円) | |
| ③企業課題相談支援 | 区が連携協定を締結する大学等の教員への技術課題・経営課題等の相談 | 教員の相談費用を区が原則として全額負担 ※遠隔地への派遣等、実費負担が発生する場合あり | 各支援機関につき、対象経費全額(限度額は20万円)または年度内10回以内 | |
| ④高度特定分野専門家派遣 | 区内企業が抱える、高度で専門的な知識やノウハウを必要とする課題を迅速に解決するために、事業再生・知的財産・技術開発・デザイン等のさまざまな分野の専門家を無料で派遣 | 専門家の派遣費用を区が原則として全額負担 ※特別区域外への派遣等、実費負担が発生する場合あり | 1企業・1団体または個人につき、全分野の専門家を合わせて年度内10回以内 | |
| ⑤中小企業デジタル化推進支援 | ITを活用して業務改善をしたい、売上向上につなげたい企業を対象に、セミナー・簡易診断・伴走支援のパッケージで支援 | セミナー受講料、専門家の派遣費用を区が原則として全額負担 | 1企業につき、簡易診断1回・伴走支援5回以内 | |
| ⑥魅力発信動画制作補助 | 製品や技術力等、自社の強みをインターネットでPRするための動画の制作費用を補助 | 動画制作者への委託費 | 対象経費の2分の1(限度額10万円) ※年度内1回まで | |
| ⑦クラウドファンディング活用補助 | クラウドファンディングサービスを利用した際に、サービス運営事業者を支払う手数料の一部を補助 | クラウドファンディングサービス運営事業者を支払う手数料 | 手数料の2分の1(限度額20万円) ※年度内1回まで | |
| ⑧新製品・新技術開発補助 | 令和5年度中に着手し、令和7年3月末までに開発が完了できる先駆的な新製品・新技術を開発する際の経費を補助 ※専門機関等による審査があります(申込期限9月30日(予定)) | 開発に要する材料・工具等の購入費、大型機械装置の賃借料、市場調査や分析のためのマーケティング調査費等の直接的経費 | 対象経費の2分の1(限度額200万円) | |
| ⑨SDGs活用経営推進補助 | 令和5年度中に着手し、令和7年3月末までに開発が完了する、SDGsの掲げる目標の達成に資する新製品等を開発する際の経費を補助 ※専門機関等による審査があります ※申込期間は4月上旬～5月下旬(予定) | 開発に要する材料・工具等の購入費、大型機械装置の賃借料、市場調査や分析のためのマーケティング調査費等の直接的経費 | 対象経費の3分の2(限度額250万円) | |
| ⑩産業財産権取得補助 | 取得が見込める特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願料等の経費の補助 | 産業財産権取得に要する出願料・登録料等の経費、弁理士費用 | 対象経費の2分の1(限度額15万円) | |
| ⑪ISO認証等取得補助 | 令和7年3月末までに取得が見込めるISO9000シリーズ認証、ISO14000シリーズ認証、ISO27000シリーズ認証、ISO22301認証、ISO50001認証、エコアクション21認証、エコステージ認証、プライバシーマーク付与登録に要する経費の一部を補助 | ISO認証等の取得に要する審査登録機関の審査、内部監査員養成のための研修、コンサルタントによる指導等に要する経費 | 対象経費の4分の1(限度額50万円) ※エコアクション21、エコステージ、プライバシーマークは限度額30万円 | |
| ⑫見本市等出展補助 | 国内・外で行われる販路開拓のための見本市・展示会・フェア等への出展料等を補助 | 出展料、展示装飾費、搬送委託費、パンフレット作成費、通訳費(国外展示会出展の場合のみ) | 対象経費の2分の1(限度額20万円) ※ただし、初めて利用する場合および国外展示会への出展の場合は、限度額は30万円 | |
| ⑬セミナー・研修受講補助 | 公的支援機関等が実施する経営力強化等をテーマとするセミナーの受講や、企業内研修の開催に要する経費を補助 | 受講料、開催経費 | 対象経費の2分の1(限度額は、セミナー受講3万円、企業内研修開催10万円) | |
| ⑭中小企業倒産防止共済加入助成 | 「中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)」に新たに加入する際の掛金を補助 ※申請期間は新規加入日から6か月以内 | 加入月から6か月の掛金 | 対象経費の2分の1(限度額月額2万円) | |
| ⑮小規模企業共済加入助成 | 「小規模企業共済制度」に新たに加入する際の掛金を補助 ※申請期間は新規加入日から6か月以内 | 加入月から12か月の掛金 | 対象経費の2分の1(限度額月額1万円) | |
| ⑯中小企業退職金共済加入助成 | 「中小企業退職金共済制度」に新たに加入する際の掛金を補助 ※申請期間は共済契約後2年以内 | 加入月から12か月の掛金 | 対象経費の2分の1(限度額は従業員1人につき2万円) | |
| 製造業等企業価値向上支援 | ⑰生産性向上設備投資補助 | 生産活動、販売活動、役務提供活動そのほか収益を得るために直接的に必要であり、かつ計画期間3年で年平均1%以上の労働生産性を向上させるために必要な設備の設置 | 対象経費の4分の1(限度額100万円) ※小規模企業者は対象経費の3分の1 ※1設備あたり20万円以上のもの | |
| | ⑱ダイバーシティ経営推進補助 | 区内で5年以上、製造業等(商業・サービス業を除く)を営む中小企業者 多様な人材が働きやすい職場環境を整備するために必要な設備の設置 | 対象経費の4分の1(限度額100万円) ※小規模企業者は対象経費の3分の1 ※20万円以上のもの | |
| | ⑲ICT導入補助 | ICT技術を用いて、業務効率化や販路拡大につなげるために必要なシステムの構築および導入 | インターネット販売サイトの構築(業者への委託費等)、業務効率化等に必要システム導入等の初期導入経費 | 対象経費の4分の1(限度額100万円) ※小規模企業者は対象経費の3分の1 ※5万円以上のもの |
| | ⑳BCP実践設備投資補助 | 公社BCP助成金交付要綱による助成対象事業として規定されている設備等の導入 | 事業継続上のリスク軽減・回避等に資する設備等の購入に要する経費 | 対象経費の4分の1(限度額100万円) ※小規模企業者は対象経費の3分の1 ※10万円以上のもの |
| ⑳商業・サービス業活力創出支援 | 区内で5年以上、商業・サービス業を営む中小企業者 社会構造の変革または市場環境の変化に対応するために行う、販売活動、役務提供活動そのほか事業活動に直接的に必要な設備等の導入 | 設備・備品・ITツールの購入に要する経費 | 対象経費の4分の1(限度額100万円) ※新たな商品、サービスの開発、販路開拓に係る経費については2分の1 ※5万円以上のもの | |
| 地域共生推進補助 | ㉑操業環境改善 | 防臭・防音・防振のための設備改修等 ※申込期間は5月上旬～6月下旬(予定) | 設備改修等に要する経費 | |
| | ㉒住民受入環境整備 | 緑道やオープンスペースの整備等 ※申込期間は5月上旬～6月下旬(予定) | 整備等に要する経費 | |
| | ㉓耐震補強 | 耐震診断や耐震工事等 ※申込期間は5月上旬～6月下旬(予定) | 耐震診断や耐震工事等に要する経費 | |
| 促進支援補助等 | ㉔事業継続化型 | 区内で5年以上、事業を営んできた中小企業者 事業承継を3年以内に予定または実施後3年以内の事業者 | 対象経費の2分の1(限度額は、製造業等200万円、そのほか100万円) ※1設備あたり20万円以上のもの | |
| | ㉕事業引継型 | 既存事業の引継ぎ等を伴う場合 | 対象経費の2分の1(限度額50万円) | |
| ㉖事業承継訪問相談 | 事業承継の専門家である「事業承継士」が戸別訪問し、事業の承継・引継ぎ(終了)に関するさまざまな課題解決に対応 | 専門家の派遣費用を区が全額負担 | 年度内3回以内 | |
| ㉗中小企業GX経営推進補助 | 区内で5年以上事業を営んできた中小企業者が、エネルギー使用量の削減が見込まれる生産設備や再生可能エネルギー設備等を導入する際の経費の一部を補助 | 設備の導入に要する経費 | 対象経費の2分の1(限度額100万円) ※20万円以上のもの | |

※原則として事前に申請が必要です。利用するときは、事前に相談してください
※⑰～⑳は、表に記載のほか、合算して100万円まで。㉑～㉓は、同一年度に利用できるのは、いずれか一つのみ。⑥～⑧、⑩、⑫、⑰～⑳、㉖は、経営革新計画承認による特例があります。詳細は、お問い合わせください

ふれあい館の催し

- 申込開始日の指定がない申込順・抽選の事業は、4月1日(土)午前9時から、来館・電話で各館へ申し込んでください
費用の記載がない事業は無料です

石浜ふれあい館
編集長が教える「エッセイ教室」
南千住ふれあい館
おしゃべりサロン
キッズランド
町屋ふれあい館
津軽三味線～神山兄弟

メンズヨガ
荒木田ふれあい館
ソーシャルダンス
東日暮里ふれあい館
選べるビーズアクセサリー講習会(初心者向け)
成人向け手芸講習会「スマホポーチ」

臼井二美男氏が「ものづくり日本大賞」を受賞

J・荒川マイスター倶楽部所属の臼井二美男氏が、義足製造の卓越した技術を有し、後進の育成にも意欲的であるとして、「ものづくり日本大賞(内閣総理大臣賞)」を受賞しました。
臼井氏は、スポーツ義足の第一人者として業界をけん引し、パラリンピックでは選手団のメカニックとして現地サポートを行っています。
2月14日、西川区長を訪問し、受賞を報告しました。



▲左から臼井氏、西川区長

児童相談所虐待対応ダイヤル

189 (いちはやく)
虐待を受けていると思われる子どもに関する相談を24時間・年中無休で受け付けます

あらかわキッズ・マザーズコール24

0120(536)883
妊娠や育児に関する相談を24時間・年中無休で受け付けます

小児科の平日準夜間・休日診療
荒川区医師会こどもクリニック
診療時間
場所・問合せ
対象

休日診療当番医
小児科は、荒川区医師会こどもクリニック(上記)でも診療しています
【内科等】診療時間
【薬局】開設時間
【歯科】午前9時～午後4時

診療科目
問合せ
●荒川区医師会
●荒川区歯科医師会
●荒川区薬剤師会
●東京都医療機関案内サービスひまわり<24時間>
●東京消防庁テレホンサービス<24時間>

日曜日柔道整復施術
【施術時間】午前9時～午後1時 午後3時～午後7時

第6回 荒川区新製品・新技術大賞

問合せ 経営支援課経営支援係 内線459

区内中小企業者が開発した優れた新製品・新技術を表彰する「荒川区新製品・新技術大賞」を実施しました。受賞企業は右表のとおりです。

Table with 3 columns: 受賞名, 企業名, 新製品・新技術の名称

4月 CATV マイチャンネルあらかわ 番組案内 地デジ11ch

Table with columns: 番組名, 放送日時, 内容

その他の番組
●あらまるNEXT(区内情報番組)
●あらぶんちょ!(荒川区・文京区・千代田区内の地域情報番組)
ケーブルテレビの申込み・問合せ

日曜日(期間) 時間帯 所会場・場所 対象 人定員 内容 講師 持ち物 費用 締め切り 申込み方法(申込先) 問い合わせ先 電子メールアドレス HPホームページアドレス

荒川区議会議員選挙

投票日 4月23日(日)
午前7時～午後8時

大切な一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。

投票できる方

平成17年4月24日以前に生まれた日本国民で、引き続き3か月以上荒川区に住所がある方(転入の場合は、令和5年1月15日までに転入の届け出をした方)です。

※令和5年1月16日以降に転入の届け出をした方・投票前に荒川区から転出した方は投票できません

区内で転居した方の投票所

- ▶ 令和5年3月27日までに届け出をした方…新住所地の投票所
- ▶ 令和5年3月28日以降に届け出をした方…前住所地の投票所

投票所整理券

投票所整理券は、世帯ごとに封書で送付します。届かない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の職員へ申し出てください。

投票日に投票が困難な方

期日前投票

投票日に仕事・旅行等で投票に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

【期間】 4月17日(月)～22日(土)

【時間】 午前8時30分～午後8時

【期日前投票所】 区役所1階ロビー、南千住駅前ふれあい館、荒川総合スポーツセンター、町屋文化センター、荒川区シルバー人材センター・荒川授産場、あらかわ遊園スポーツハウス、ふらっとにつぼり

不在者投票

▶ 不在者投票のできる病院、老人ホーム等に入院・入所している方

病院長等に申し出ると、その施設で不在者投票ができます。

▶ 出張等で区外に滞在している方

滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。投票用紙等の請求は、郵送のほか、マイナンバーカードを利用したオンライン申請でもできます。詳細は、お問い合わせください。

▶ 郵便等投票証明書の交付を受けている方
4月19日(火)までに投票用紙等を請求してください。

▶ 新型コロナウイルス感染症で宿泊療養・自宅療養している方

郵便投票ができる場合があります。詳細は、お問い合わせください。

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎内線3411

より早く受け取れます マイナンバーカードの郵送交付を臨時で実施します

マイナンバーカードを受け取るには、マイナンバーカード交付通知書が届いてから、受取日時を予約し、マイナンバーカード窓口でカードを受け取る必要がありますが、申請件数の急増により、現在、受取日時の予約が取りづらくなっています。

このため、より早くマイナンバーカードを受け取れるよう、マイナンバーカードを自宅に送付する「郵送交付」を臨時で実施します。

※送付には郵送交付受付窓口での本人確認等が必要です ※再交付の場合は利用できません

予約開始日 **4月3日(月)**

次のすべてを満たす方

- ▶ 区内に住居登録がある ▶ 交付通知書が届いている
- ▶ 本人が郵送交付受付窓口へ来所できる
- ▶ 2週間以内に区外へ転出する予定がない
- ▶ 住所地で転送不要の簡易書留を受け取ることができる
- ▶ (外国籍の方) マイナンバーカード交付申請時点での在留期間が、郵送交付受付日から2週間以上ある

持ち物 交付通知書、通知カード・住民基本台帳カード(持っている方のみ)、本人確認書類等

※詳細は、受付日時を予約する際にお問い合わせください

予約問合せ 電話・予約サイトで、荒川区マイナンバーコールセンター ☎0120(01)1712

HP <https://mynum.e-tumo.jp/mynumpo-arakawa-u/>



郵送交付の流れ

区から送付されるマイナンバーカード交付通知書を受け取る

荒川区マイナンバーコールセンター・マイナンバーカード交付予約ウェブサイト、郵送交付受付窓口(サンパル荒川5階)に来所する日時を予約する

開設日時 4月10日(月)～5月10日(水)午前9時30分～午後5時30分 ※4月15日(土)・28日(金)・29日(祝)を除く

予約日時に、郵送交付受付窓口で本人確認等を行う

マイナンバーカードが簡易書留で送付される
※郵送交付受付後、おおむね2週間後に発送します

マイナポイントの申込期限が迫っています

マイナポイントの申込期限は、5月31日(水)までです。マイナポイントの申し込みには、マイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードの受け取りがまだの方は、早めに、郵送交付をご利用ください。

令和5年度新型コロナウイルスワクチン 重症化リスクの高い方への接種を5月から開始します

区では、国の方針を踏まえ、高齢者等の重症化リスクの高い方への新型コロナウイルスワクチンの接種を5月から開始します。接種券の送付時期等の詳細は、決まりしだいお知らせします。

現在実施している12歳以上の方を対象としたオミクロン株対応ワクチンの接種は、5月7日(日)で終了します。

接種開始日 **5月8日(月)**

対象

1・2回目接種が完了している方で、前回の接種から3か月以上が経過しており、次のいずれかに該当する方

- ▶ 65歳以上の方
- ▶ 5～64歳で基礎疾患がある方・重症化リスクが高いと医師が認める方

※医療従事者等への接種も開始します

使用するワクチン オミクロン株対応ワクチン

1・2回目接種等を引き続き実施します

1・2回目接種および生後6か月～11歳のお子さんへの接種は、協力医療機関の一部で令和6年3月末まで実施します。接種を実施する協力医療機関や予約方法等の詳細は、特設ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス相談センター

☎0800(666)7777 (午前8時30分～午後5時15分)

※(土)・(日)・(祝)等を含む

特設ホームページ(右の二次元コード)

HP https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a033/covid19_vaccine/index.html



接種後の副反応が気になる方

東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター ☎(6258)5802 ※24時間・年中無休

あらかわ区報 発行) 荒川区
〒116-8501 荒川区荒川2-2-3
☎(3802)3111 ㊟(3802)6262
毎月1日・11日・21日
※5月11日・8月11日・1月11日は休刊です
6万2000部発行
<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/>
<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/keitai/>



| 人口と世帯 | 前年同月比 | | 世帯 | 前年同月比 | | | |
|-------|----------|-----|--------|--------|-----------|----|-------|
| | 増減 | 率 | | 増減 | 率 | | |
| 日本人 | 98,279人 | 4 | -153 | -0.15% | 105,486世帯 | 31 | 695 |
| 外国人 | 99,220人 | -57 | -0.06% | | | | |
| 男女計 | 197,499人 | -53 | -0.03% | | 11,272世帯 | 19 | 1,525 |
| 外国人 | 9,351人 | 28 | 0.30% | | | | |
| 外国人 | 9,896人 | 33 | 0.33% | | 2,381世帯 | 1 | 10 |
| 男女計 | 19,247人 | 61 | 0.32% | | | | |
| 総人口 | 216,746人 | 8 | 0.00% | | 119,139世帯 | 51 | 2,230 |